

上北山村森林ビジョン策定委託業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨この要領は、上北山村森林ビジョン策定委託業務（以下、「本業務」という。）を受託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 本業務の概要

(1) 業務番号

建委第10号

(2) 業務名

上北山村森林ビジョン策定委託業務

(3) 業務内容

「上北山村森林ビジョン策定委託仕様書」による。

(4) 履行期間

契約締結日から令和9年2月26日

(5) 見積限度額

7,810,000円（消費税及び地方消費税（計10%を含む）を限度とする。

3. 参加資格

次に掲げる要件を全て満たし、かつ、令和8年7月31日（金）までに下記「5. 参加申込」に記載する提出書類を村へ提出し、提案資格が認められた者

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の4第1項及び第2項各号に規定する者に該当しない者であること。
- ②上北山村に令和8年・9年度競争入札参加資格申請書（物品・役務等）を提出していること。
- ③会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- ④民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- ⑤上北山村建設工事等請負契約に係る入札参加資格停止措置要綱による入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- ⑥上北山村暴力団排除条例（平成24年条例第6号）で規定する暴力団等でないこと。
- ⑦過去5年間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）に地方公共団体の森林/林業振興に関連する計画策定等の業務契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者である等契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者であること。
- ⑧地域性理解の観点から、奈良県内の地方公共団体での森林/林業振興に関連する計画策定等の業務を行った実績があること。

3-2. 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき
- (2) 提案に参加する資格がない者が提案したとき
- (3) 本業務に対して、複数の提案をしたとき
- (4) 提出のあった見積書が見積限度額を超えるとき
- (5) 提出書類等が様式および記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき
- (6) 見積書の金額、住所、氏名、印影若しくは重要な文書の誤脱、金額を訂正した見積をしたとき、その他提出書類に虚偽の記載をしたとき
- (7) その他、提示した事項及び技術（企画）提案に関する条件に違反したとき

4. 担当課

〒639-3701

奈良県吉野郡上北山村大字河合330番地

上北山村役場2F 建設課

電話番号 07468-2-0003

FAX 07468-3-0265

メール kensetsu@vill.kamikitayama.lg.jp

5. 参加申込

(1) 申込方法

本実施要領及び仕様書の内容を確認し、参加を希望する場合は、参加意向申出書（様式第1号）に必要事項を記入の上、持参又は郵送にて提出すること。また、参加意向申出書の提出の際に下記書類も提出すること。

- ①プロポーザル参加意向申出書（様式第1号）
- ②計画策定業務を受注した実績（過去5年間）を示す書類（任意様式及び契約書の写し）
- ③委任状（代理提出の場合）1部
- ④業務担当者（予定者）の経歴及び実績等

(2) 提出先

上記4「担当課」に同じ

(3) 受付期間

令和8年7月10日（金）～令和8年7月31日（金）午後5時まで

※持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間に持参すること。

※郵送の場合は、簡易書留等確実な方法とし、令和8年7月31日（金）必着とする。郵便事故等については、村はその責めを負わない。

6. スケジュール

内 容	日 程
参加意向申出書の提出	令和8年7月10日（金）～令和8年7月31日（金）
質問の受付	令和8年7月10日（金）～令和8年7月29日（水）
質問に対する回答期日	令和8年7月31日（金）
プロポーザル参加資格審査会	令和8年8月4日（火）（予定）
プロポーザル参加資格結果通知	令和8年8月4日（火）（予定）
技術（企画）提案書の提出締切	令和8年8月7日（金）（予定）
プレゼンテーション	令和8年8月17日（月）（予定）
選考結果通知	令和8年8月19日（水）（予定）
業務委託契約の締結	協議が整い次第締結

7. 質疑応答について

（1）提出方法

仕様書の内容及び技術（企画）提案書等の提出について質問がある場合は、質問事項を記入し、下記送信先まで電子メールにより提出すること。なお、電子メール以外での質問については回答しないこととする。

【送信先】上記4「担当課」に記載

（2）質問受付期間

令和8年7月10日（金）～令和8年7月29日（水）午後5時まで

（3）回答

（1）により提出された質問は、参加申込をしている全事業者に対して、令和8年7月31日（金）までに電子メールにて回答するものとする。

8. 技術（企画）提案書の提出

（1）提出書類

技術（企画）提案書の提出を依頼された者は、次に定めるところにより技術（企画）提案書を作成し、提出するものとする。

①技術（企画）提案書（様式第3号）

- ・規格はA4版縦とし、書式は定めないものとする。
- ・頁数は、10頁以内とする。

※本業務のプロポーザル審査は提案者名を伏せて行う予定のため、技術（企画）提案書の提案書類には、提案者名を記載しないこと。提案者を特定できるロゴマーク等の使用も不可とする。

②業務工程表（任意様式）

③実施体制調書（任意様式）

④参考見積書（様式第5号）

(2) 提出部数

10部（原本1部、複写9部）

(3) 提出先等について

①提出先

上記4「担当課」に同じ

②提出方法・提出期限

郵送又は持参で令和8年8月7日（金）（予定）午後5時まで

※持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間に持参すること。

※郵送の場合は、簡易書留等確実な方法とし、令和8年8月7日（金）必着とする。郵便事故等については、村はその責めを負わない。

9. 技術（企画）提案書等の審査

(1) 実施日及び場所

令和8年8月17日（月）（予定）

※開始時刻及び場所については別途連絡する。

(2) プレゼンテーションの方法

①1者あたりの時間は30分程度とする。

- ・技術（企画）提案書の内容説明（20分）
- ・技術（企画）提案書に対する質疑応答（10分）

②1者あたりの出席者は3名までとする。

③スクリーン及びプロジェクターは村が用意する。その他パソコン等プレゼンテーションに必要な機材は、事業者が用意すること。

10. 評価基準及び審査方法

(1) 評価基準（案）

- ①類似業務実績について
- ②事業実施体制について
- ③提案内容の的確性について
- ④森林、林業に係る基礎調査能力について
- ⑤委員会の運営に関する実績や工夫提案について
- ⑥独自性・専門性について
- ⑦進捗管理、業務工程
- ⑧提案能力について
- ⑨その他

※評価基準や配点の設定については、後日開催するプロポーザル審査会において決定する。

(2) 審査方法

審査会において、参加事業者ごとに次のとおり審査する。

①上記（１）で設定した評価基準や配点に基づき審査を実施し、評価点の合計により順位を付け、最も評価点が高い者を受注候補者として特定する。

②委員の評価点の合計が最も高い者が複数であるときは、委員の議決により候補者を特定するものとする。

※原則、上記方法においてプレゼンテーションを行う予定であるが、オンラインでのプレゼンテーションも可とする。その場合は事前に申し出ること。

1 1. 審査結果の通知及び公表

（１）審査結果通知

全ての者に対して、通知するものとする。

（２）公表

審査結果については、上北山村ホームページに掲載し、公表するものとする。

1 2. 契約

受注予定者と協議のうえ、上北山村契約規則（平成 24 年 3 月上北山村規則第 13 号）に基づき契約を締結する。

1 3. 契約保証金

免除する。

1 4. 契約の不締結

受託予定者が契約の締結までに以下の要件のいずれかに該当すると認められるときは、受託予定者と契約を締結しないものとする。

（１）役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

（２）暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

（３）役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

（５）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（６）上北山村が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が（１）～（５）のいずれか

に該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

- (7) 上北山村が発注する物品購入等の契約に係る下請契約等に当たって、(1)～(5)のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合、((6)に該当する場合を除く。)において、村が当該契約等の解除を求めたにも関わらず、これに従わなかったとき。

1 5. 契約の解除

契約締結後、契約の相手方が上記「1 4. 契約の不締結」のいずれかに該当すると認められる場合、技術（企画）提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかとなった場合又は正当な理由なく一定期間業務を履行しない場合は、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、契約の相手方に損害賠償義務が生じる。

1 6. その他

- (1) 本プロポーザルに係る費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 提出された提案書等は、審査等において必要な場合は複写する。
- (4) 提出された提案書等は、返却しない。